

岐阜県へき地医療対策費補助金交付要綱

(昭和57年11月30日制定)

一部改正地保第615号

昭和59年3月30日

一部改正地保第537号

昭和62年3月20日

一部改正地保第664号

平成6年3月18日

一部改正医整第315号

平成8年7月12日

一部改正医整第454号

平成10年7月31日

一部改正医整第680号

平成13年11月30日

一部改正医整第576号

平成14年10月15日

一部改正医整第50号

平成15年4月1日

一部改正医整第390号

平成15年7月2日

一部改正医整第870号

平成16年1月26日

一部改正医整第896号

平成18年11月16日

一部改正医整第741号

平成20年8月7日

一部改正医整第568号

平成23年7月21日

一部改正医整第712号

平成27年10月29日

一部改正医福第731号

平成30年11月22日

一部改正医福第343号

令和元年7月30日

岐阜県へき地医療対策費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、無医地区等の医療に恵まれない地域の住民の医療の確保を図るため、市町村及び県内の医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。）の開設者（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴対法」という。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助金の名称等)

第3条 補助金の名称、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) へき地医療拠点病院運営費補助金 別記第1号様式
- (2) へき地診療所運営費補助金 別記第2号様式

(3) へき地診療所医師派遣強化事業費補助金 別記第3号様式

- 2 補助金交付申請書には、前項各号に掲げる補助金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、別に知事が定めるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項
 - (2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
 - (3) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、その確定額を速やかに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
 - (4) 前号の規定による報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- 2 規則第6条第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書及び前項第3号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 規則第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書 (別記第4号様式)
 - (2) 規則第2号の承認 事業内容変更承認申請書 (別記第5号様式)
 - (3) 規則第3号の承認 事業中止(廃止)承認申請書 (別記第6号様式)
 - (4) 前項第3号の報告 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 (別記第7号様式)

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(実績報告)

第7条 実績報告書の様式は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) へき地医療拠点病院運営費補助金 別記第8号様式
- (2) へき地診療所運営費補助金 別記第9号様式
- (3) へき地診療所医師派遣強化事業費補助金 別記第10号様式

- 2 実績報告書には、前項各号に掲げる補助金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

(補助金の支払方法)

第8条 補助金は、知事が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

(補助金交付請求書)

第9条 補助金交付請求書の様式は、別記第11号様式のとおりとする。

(暴力団の排除)

第10条 規則第4条の規定による申請があった場合において、申請者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした場合において、当該交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第11条 規則第21条第2号に規定する財産は、単価50万円以上（市町村以外の補助事業者に係る財産については、30万円以上。第3項において同じ。）の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者が補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械及び器具を知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、知事は、その収入額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類、帳簿等の整備)

第12条 補助事業者は、補助対象事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書（別記第12号様式）を作成しなければならない。

2 規則第22条に規定する書類、帳簿等及び前項に定める調書の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(書類の提出部数及び経由)

第13条 この要綱に基づき提出する書類の部数は、2通（市町村（岐阜市を除く。次項において同じ。）にあっては、3通）とする。

2 補助事業者（市町村に限る。）は、この要綱に基づき書類を提出するときは、所管保健所長を経由するものとする。

(補助対象事業の表示)

第14条 補助事業者は、補助対象事業により作成した印刷物等に県補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 岐阜県へき地医療対策運営費補助金交付要綱（昭和53年3月15日付け地保第427号通知）は、廃止する。
- 3 昭和56年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県へき地医療対策費補助金交付要綱の規定は、昭和58年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 昭和57年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県へき地医療対策費補助金交付要綱の規定は、昭和61年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 昭和60年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県へき地医療対策費補助金交付要綱の規定は、平成3年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成2年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県へき地医療対策費補助金交付要綱の規定は、平成5年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成4年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県へき地医療対策費補助金交付要綱の規定は、平成8年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成7年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県へき地医療対策費補助金交付要綱の規定は、平成10年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成9年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県へき地医療対策費補助金交付要綱の規定は、平成13年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成12年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県へき地医療対策費補助金交付要綱の規定は、平成14年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成13年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 要綱による改正後の岐阜県へき地医療対策運営費補助金交付要綱の規定は、平成15年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成14年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県へき地医療対策費補助金交付要綱の規定は、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成17年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県へき地医療対策費補助金交付要綱の規定は、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成19年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県へき地医療対策費補助金交付要綱の規定は、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成22年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県へき地医療対策費補助金交付要綱の規定は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成26年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用し、平成29年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用し、平成30年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助金の名称	補助対象事業	補助対象経費		補助金の額
		区分	経費の内容及び基準額	
へき地医療拠点病院運営費補助金	へき地保健医療対策実施要綱（平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、知事の指定を受けたへき地医療拠点病院の開設者が行うへき地医療拠点病院運営事業	医療活動費 研究費 研修費 医療費 伝送装置経費 総合的な診療能力を有する医師育成関係経費	医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱（平成23年3月31日厚生労働省発医政0331第31号 以下「国交付要綱」という。）の4（1）②の表の第3欄に掲げる対象経費（開設者が市町村の場合は、同一市町村内での活動に係る医療活動費及び医療費を除く。）及び同表の第2欄に掲げる基準額	（1）に掲げる額と（2）に掲げる額とを比較して少ない方の額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額。以下同じ。） （1）補助対象経費の区分ごとに補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額を合計した額 （2）総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額
へき地診療所運営費補助金	国実施要綱に基づき、へき地診療所施設整備費補助金の交付を受けて設置したへき地診療所（国民健康保険直営診療所を除く。）及びへき地において当該地域（へき地診療所整備基準に定める地域をいう。）唯一の医療機関として住民の医療確保を担当している診療所の開設者が行うへき地診療所運営事業	事務費 研究費 医療費 伝送装置経費	国交付要綱の4（1）③の表の第3欄に掲げる対象経費及び同表の第2欄に掲げる基準額	（1）に掲げる額と（2）に掲げる額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額 （1）補助対象経費の区分ごとに補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額の合計額から診療収入を控除した額 （2）総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額
へき地診療所医師派遣強化事業費補助金	国実施要綱に基づき、市町村、日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県厚生農業協同組合連合会その他知事が適当と認める者が行うへき地診療所医師派遣強化事業	医療活動費	国交付要綱の4（1）⑨の表の第2欄に掲げる対象経費及び同表の第1欄に掲げる基準額	（1）に掲げる額と（2）に掲げる額とを比較して少ない方の額 （1）補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額から診療収入額を控除した額 （2）総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日
番 号

岐阜県知事 様

補助事業者 印

年度へき地医療拠点病院運営費補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 円
- 2 へき地医療拠点病院運営事業計画書（別紙 1）
- 3 へき地医療拠点病院運営費所要額調（別紙 2）
- 4 へき地医療拠点病院運営費所要額明細書（別紙 3）
- 5 へき地医療拠点病院運営費所要額明細書（個別表）（別紙 4）
- 6 添付書類
 - （ 1 ） 歳入歳出予算書の抄本
 - （ 2 ） その他参考となる書類

第2号様式（第4条関係）

年 月 日
番 号

岐阜県知事 様

補助事業者 印

年度へき地診療所運営費補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 円
- 2 へき地診療所運営事業計画書（別紙1）
- 3 へき地診療所運営費所要額調（別紙2）
- 4 へき地診療所運営費所要額明細書（別紙3）
- 5 へき地診療所運営費所要額明細書（個別表）（別紙4）
- 6 添付書類
 - （1）歳入歳出予算書の抄本
 - （2）その他参考となる書類

第3号様式（第4条関係）

年 月 日
番 号

岐阜県知事 様

補助事業者 印

年度へき地診療所医師派遣強化事業費補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 金 円
- 2 へき地診療所医師派遣強化事業計画書（別紙1）
- 3 へき地診療所医師派遣強化事業費所要額調（別紙2）
- 4 へき地診療所医師派遣強化事業費所要額明細書（別紙3）
- 5 添付書類
 - （1）歳入歳出予算書の抄本
 - （2）その他参考となる書類

第4号様式（第5条関係）

年 月 日
番 号

岐阜県知事 様

補助事業者 印

年度 補助金に
関する事業経費配分変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する
事業について経費の配分を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第5号様式（第5条関係）

年 月 日
番 号

岐阜県知事 様

補助事業者 印

年度 補助金に
関する事業内容変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する
事業について内容を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第6号様式（第5条関係）

年 月 日
番 号

岐阜県知事 様

補助事業者 印

年度 補助金に
関する事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する
事業について中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

中止（廃止）の理由

第7号様式（第5条関係）

年 月 日
番 号

岐阜県知事 様

住所
補助事業者名
代表者氏名 印

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号により交付決定があった
補助金について、岐阜県へき地医療対策費補助金交付要綱第5条第1項第3号の規定により、
下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税
額（要県補助金返還相当額）
金 円

注：別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

第8号様式（第7条関係）

年 月 日
番 号

岐阜県知事 様

補助事業者 印

年度へき地医療拠点病院運営費補助金に関する事業実績報告書

年度へき地医療拠点病院運営費補助金に関する事業の実績について、次の書類を添付して報告します。

記

- 1 へき地医療拠点病院運営事業実績報告書（別紙1）
- 2 へき地医療拠点病院運営費補助金所要額精算書（別紙2）
- 3 へき地医療拠点病院運営費実績額明細書（別紙3）
- 4 へき地医療拠点病院運営費実績額明細書（個別表）（別紙4）
- 5 添付書類
 - （1）歳入歳出決算（見込）書抄本
 - （2）その他参考となる書類

第9号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事様

補助事業者 印

年度へき地診療所運営費補助金に関する事業実績報告書

年度へき地診療所運営費補助金に関する事業の実績について、次の書類を添付して報告します。

記

- 1 へき地診療所運営事業実績報告書（別紙1）
- 2 へき地診療所運営費所要額精算書（別紙2）
- 3 へき地診療所運営費実績額明細書（別紙3）
- 4 へき地診療所運営費実績額明細書（個別表）（別紙4）
- 5 添付書類
 - （1）歳入歳出決算（見込）書抄本
 - （2）その他参考となる書類

第10号様式（第7条関係）

年 月 日
番 号

岐阜県知事 様

補助事業者 印

年度へき地診療所医師派遣強化事業費補助金に関する事業実績報告書

年度へき地医療拠点病院運営費補助金に関する事業の実績について、次の書類を添付して報告します。

記

- 1 へき地診療所医師派遣強化事業実績報告書（別紙1）
- 2 へき地診療所医師派遣強化事業費補助金所要額精算書（別紙2）
- 3 へき地診療所医師派遣強化事業費実績額明細書（別紙3）
- 4 添付書類
 - （1）歳入歳出決算（見込）書抄本
 - （2）その他参考となる書類

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

年 月 日
番 号

岐阜県知事 様

住所
補助事業者名
代表者氏名 印

年度運営費補助金交付請求書

このことについて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金 円

ただし、 年 月 日付け第 号で交付決定を受けた 年度 補助金

振込みは、下記をお願いします。

金融機関名
口座名義人
預金の種別
口座番号

年度補助金調書

（補助対象事業者名）

県			補 助 対 象 事 業 者										備 考	
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳 入			歳 出								
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち県補助金相当額	支出済額	うち県補助金相当額	翌年度繰越額	うち県補助金相当額		
(項)医務費	円			円	円		円	円	円	円	円	円		
(目)医療整備対策費														

1. 「補助対象事業」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
2. 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越しが行われた場合における翌年度に係る補助金調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助額を（ ）をもって付記すること。
4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。